平成２６年（フ）第６号
高知市秦南町１丁目５番31―12号　シティライフＨＡＴＡ301号
債務者　岡本　啓子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２号
岩手県北上市川岸１丁目８番８号　織笠アパート２階、住民票上の住所岩手県花巻市天下田174番地３
債務者　菅原　武也
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１５８４号
埼玉県久喜市栗原４丁目４番地10　サンヒルズ201号
債務者　橋本　勝也
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
埼玉県新座市新座３丁目５番８―404号
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
埼玉県志木市幸町１丁目18番５号
債務者　大村　明子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８４号
さいたま市見沼区堀崎町221番地２　オークヒルズ堀崎301
債務者　鬼澤　公惠
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
さいたま市緑区東浦和３丁目11番地12　エクセルドリームタウンＡ102
債務者　小川　貴雄
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
さいたま市北区日進町１丁目40番地７　自衛隊
債務者　布施　貴大
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目６番101号
債務者　石田　由貴
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４７号
静岡県伊豆市瓜生野126番地の１　杉山アパート203、前住所静岡県伊豆の国市長岡407番地の５　モミアパート
債務者　木村　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
愛知県豊田市豊松町人見６番地12
債務者　神谷　英昭
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９号
福岡県京都郡みやこ町犀川大坂1150番地
債務者　村上　典子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第７号
大分県日田市天瀬町馬原2257番地１
債務者　梶原眞裕美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第１０号
大分県日田市天瀬町馬原5642番地
債務者　橘　喜代美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第４５６８号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目１番５号　天下茶屋ハイツ202号
債務者　大床　由美（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９９５号
大阪府大阪市都島区内代町３丁目８番３―507号
債務者　下地　　潔
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８９号
大阪府豊中市千成町２丁目５番９号
債務者　小林喜代美（旧姓植山）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１１号
大阪市住吉区上住吉１丁目７番36号
債務者　河合　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部